

経営セーフティ共済

《中小企業倒産防止共済の愛称が経営セーフティ共済になりました。》

元来は「取引先の倒産」という不測の事態に直面された中小企業の方々に迅速に資金を貸付するというのが目的の制度でした。

- ・毎月積立、掛金は全額必要経費に、
- ・貸付は掛金総額の10倍
- ・解約は、40ヶ月以上で100%戻ります。

こういったメリットが見直され、今や、

「節税に貯蓄にまさかの備えに、短期間でしっかりサポートする他に類の無

いお役立ちの共済」として多くの事業所で取扱われています。

制度の特色（経営セーフティ共済）

毎月の掛金

毎月の掛金は、5,000円から80,000円まで、

掛金は、掛金総額が320万円になるまで積み立てられます。

掛金は、**税法上損金（法人）または必要経費（個人）に算入**できます。

共済金の貸付

共済金の貸付条件

無担保・無保証・無利子です。返還期間は5年（据置期間6ヶ月）で貸付金について毎月均等償還です。

共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権の額と掛金総額の**10倍（最高3,200万円）**に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で契約者が請求できます。



解約と解約手当金

40ヶ月以上で100%掛金が戻ります。

お申込は、中小企業基盤整備機構および当機構の委託団体となっている商工会、商工会議所、中国税理士協同組合、その他金融機関へ